

東京都男女平等参画推進総合計画の  
改定に当たっての基本的考え方について

答 申

令和4年1月

東京都男女平等参画審議会



## はじめに

- 東京都は、平成 12 年に全国に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」を制定しました。同条例に基づき、平成 14 年 1 月には最初の行動計画を策定しました。
- 平成 29 年 3 月には、平成 27 年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「女性活躍推進計画」と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者暴力対策基本計画」の両計画を合わせて「東京都男女平等参画推進総合計画」を新たに策定しました。
- 都は、この総合計画において、働く場における男女平等参画の促進、生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の実現、男女間のあらゆる暴力の根絶等を重点課題として、都の施策を推進するとともに、都民・事業者とも、「東京都男女平等参画を進める会」（現「女性も男性も輝く T O K Y O 会議」）を通じて、行政と連携した男女平等参画社会の実現に向けた自主的な取組を促してきました。
- 現総合計画の計画期間は令和 3 年度末で終了することから、本審議会は、令和 3 年 4 月に知事から、総合計画の改定に当たっての基本的考え方について諮問を受け、審議を行ってきました。
- 審議に当たっては、誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり、根強い固定的性別役割分担意識等の変革、男女間のあらゆる暴力の根絶、コロナ禍により浮き彫りになった女性を巡る課題への取組などを中心に、9 か月にわたって議論を重ねてきました。10 月には「中間のまとめ」を公表し、都民意見の募集を行ったところ、都民の皆様から多くの御意見をお寄せいただきました。本審議会では、寄せられた皆様からの御意見を参考に、さらに議論を深め、東京都男女平等参画推進総合計画の改定に当たっての基本的考え方をここに答申するものです。
- 本答申では、都が目指すべき男女平等参画社会の実現に向けた基本的考え方と計画に盛り込むべき事項を「東京都女性活躍推進計画関係」と「東京都配偶者暴力対策基本計画関係」別に示しています。また、取組の方向性等について、できるだけ例示を多くするなど、具体的に記述するとともに、特に重要となる取組について、高い目標を具体的に提起しました。
- 本審議会は、都がこの答申をもとに、都民・事業者の皆様との協力を得ながら、実効性のある総合計画を策定し、これからの時代にふさわしい男女平等参画社会の実現に向けて、着実な施策展開を図っていくことを求めるものです。

東京都男女平等参画審議会会長  
田 中 優 子